

西脇市役所地球温暖化対策実行計画



令和6年3月

西脇市

目次

第1章	計画策定の背景	1
1	地球温暖化問題の概要	1
2	国際的な動きと我が国の対応	1
3	西脇市の地球温暖化対策	2
4	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」への対応	2
第2章	計画の基本的事項	3
1	計画の目的	3
2	計画の位置付け	3
3	計画期間及び基準年度	4
4	計画の対象範囲	4
5	計画の対象とする温室効果ガスの種類	5
6	貢献が期待されるSDGs（持続可能な開発目標）	5
第3章	これまでの取組	6
1	前計画の概要	6
2	前計画の取組結果	6
第4章	基準年度の温室効果ガス排出量	8
1	温室効果ガス排出量算定方法の概要	8
2	温室効果ガス排出量の算定結果	10
第5章	温室効果ガス総排出量の削減目標	12
1	削減目標	12
第6章	温室効果ガス排出量削減のための取組	13
1	取組の体系	13
2	取組の方向性	13
3	重点取組	14
4	具体的な取組内容	15
第7章	計画の推進体制	19
1	推進体制	19
2	計画の点検・評価方法	20
3	実施状況の公表	21

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題の概要

地球温暖化とは、人間の活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が放出されずに温室効果ガスに吸収され、地表面の温度が上昇する現象です。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書第1作業部会報告書（自然科学的根拠）では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」としています。また、今後、温室効果ガスの排出が大幅に減少しなければ、産業革命以前（1850年）からの気温上昇は、21世紀末には 1.5℃～2℃を超え、最悪の場合 5.7℃上昇すると警告しています。

地球温暖化の影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなど異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなど熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

これらの地球温暖化に伴う気候の変化がもたらす様々な自然・社会・経済的影響に対して、世界各国との協力体制を構築し、解決策を見出さなければなりません。これが、地球温暖化問題です。

2 国際的な動きと我が国の対応

国際的な取組としては、平成9年に国連気候変動枠組条約第3回締約国会議が開催され、国際的な取決めとなる「京都議定書」が採択されました。この中で、我が国が排出する温室効果ガスを平成20年から平成24年の期間に、平成2年と比較して6%以上削減する目標が定められました。

これを受け、我が国では平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。その中で、都道府県及び市町村は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられました。

また、平成27年には、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において、令和2年以降の地球温暖化対策として「パリ協定」が採択されました。これは「京都議定書」以来、18年ぶりとなる国際合意であり、世界196か国・地域が参加する温暖化対策の協定です。この中では、世界共通の長期目標として産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制するとともに、平均気温上昇を1.5℃未満に抑える努力を継続することが定められています。

こうした国際的な動きを踏まえ、我が国では、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという考

えの下、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の方針が示されています。また、令和3年10月には、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る「地球温暖化対策計画」の改定と気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「気候変動適応計画」の策定が閣議決定されています。

3 西脇市の地球温暖化対策

西脇市では、令和2年度に「西脇市環境基本計画」が計画終期を迎えたため、新たに「第2次西脇市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造を統合的かつ計画的に推進することを目指しています。また、西脇市も一事業者として地球温暖化防止に向け、「西脇市役所地球温暖化対策実行計画」（以下「本計画」という。）を策定し、温室効果ガス抑制のための対策に取り組んでいます。

4 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」への対応

平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）が改正され、平成22年10月1日付けで西脇市（市長部局）は「特定事業者」として指定され、また、西脇病院は「第二種エネルギー管理指定工場等」として指定されました。

特定事業者には、合理的なエネルギーの使用が求められ、「エネルギー管理体制の構築」、「計画書及び報告書の提出」等が義務付けられています。省エネ法は、1970年代の石油危機を契機として燃料資源の有効な利用の確保とエネルギーの使用の合理化を総合的に進めることなどを目的として制定されたものであり、本計画とは目的を異にしていますが、取組内容は類似しており、地球温暖化防止にもつながることから、省エネ法との整合性を図った取組を推進していく必要があります。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、西脇市の事務及び事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを抑制することによって、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

また、付随する狙いとして次の3つの効果を期待しています。

- (1) 市内でも相当量の温室効果ガスを排出している事業者及び消費者として、環境保全のための取組を率先して実行することにより、市民や他の事業所などの取組を促進すること。
- (2) 地球温暖化防止に向けた取組を職員が実践することで、職員の環境に関する意識が向上すること。
- (3) エネルギー等の消費を抑制することで、西脇市の光熱水費の削減を図ること。

2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項の規定に基づき策定するもので、西脇市が実施する事務及び事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを抑制するための措置について定めたものです。

(参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

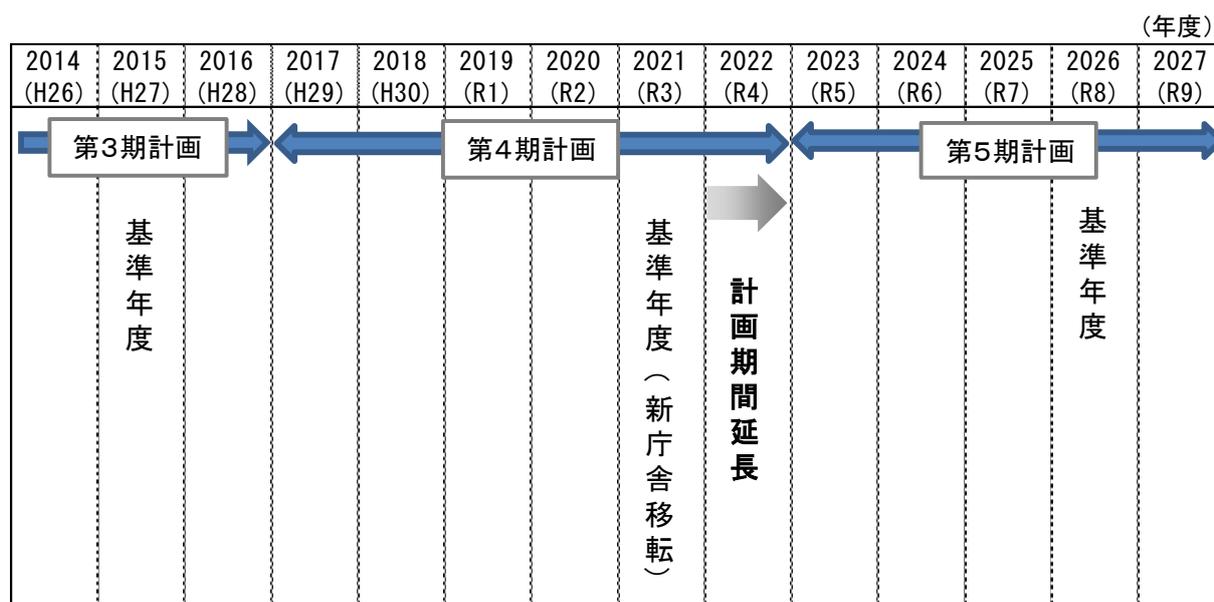
(地方公共団体実行計画等)

- 第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 地方公共団体実行計画の目標
 - (3) 実施しようとする措置の内容
 - (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
 - 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
 - 15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画期間及び基準年度

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、基準年度は、温室効果ガス排出量の把握が可能な直近の年度である令和3年度とします。

当初は、令和3年度をもって前期計画が終了となることから、令和4年度を始期、令和2年度を基準年度とする計画を策定する予定でしたが、令和3年5月に新庁舎へ移転することとなったため、新庁舎での1年間の温室効果ガス排出量を次期計画に反映させる必要が生じました。そこで、前期計画期間を1年延長し、令和5年度を始期とする「第5期西脇市地球温暖化対策実行計画」を策定します。



また、計画の内容については、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、西脇市が行う全ての事務及び事業とし、対象とする施設は、出先機関を含めた西脇市の全ての施設（指定管理施設を含む。）とします。

ただし、指定管理施設の車両の燃料使用量及び走行距離については、基準年度（令和3年度）の正確な値が把握できないため、対象範囲外とします。

5 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定められた温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、西脇市の事務及び事業において、その使用がないと考えられるため、本計画においては算定の対象外とします。

■温室効果ガスの種類と主な発生源

温室効果ガス	主な発生源	市の事務・事業での主な発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼等	エネルギー（電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油等）の使用
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行等	公用車の走行
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行等	公用車の走行
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコン・冷蔵庫の冷媒等	カーエアコンの冷媒
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造時等	—
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気の絶縁体等	—
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体・液晶のエッチング（表面加工）等	—

6 貢献が期待されるSDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標です。地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを誓っています。

SDGsでは、持続可能な社会を実現するための17の目標があり、それを具体化した169のターゲットが定められています。1つの行動によって複数の側面において利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことができるという特徴があります。

SDGsの17の目標のうち、本計画により、次の7つの目標への貢献が期待されます。



第3章 これまでの取組

1 前計画の概要

平成29年3月に策定した前計画では、平成29年度から令和4年度までの6年間の計画期間として、西脇市が実施する事務及び事業からの温室効果ガス排出量を平成27年度比で10%削減することを目標としていました。

2 前計画の取組結果

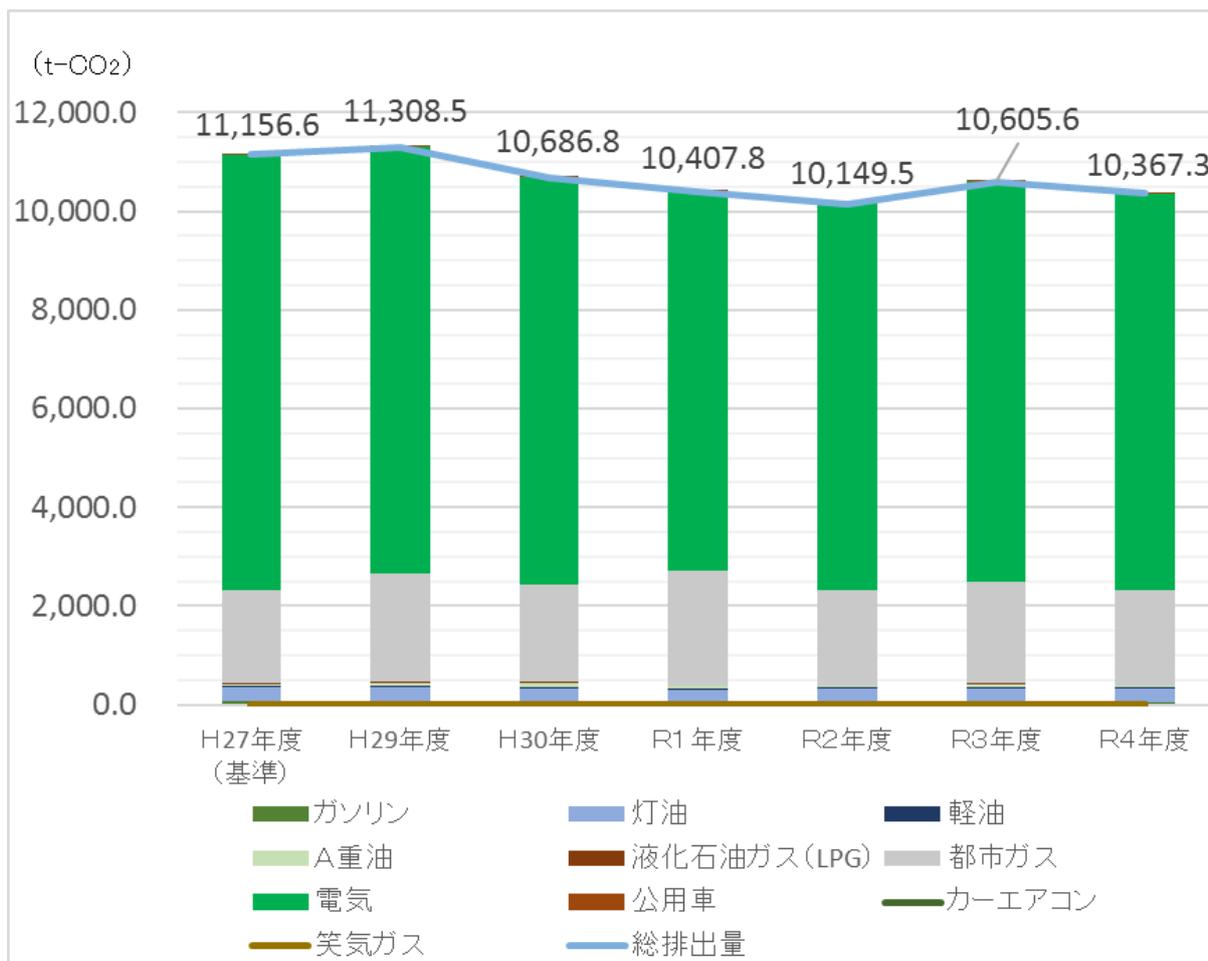
前計画では、実施状況の評価のための算定は、平成27年度の排出係数で行うこととしていました。平成27年度の排出係数で計算すると、令和4年度における温室効果ガス総排出量は平成27年度比で7.1%減となっており、目標を下回る削減結果となりました。

また、令和4年度における温室効果ガス総排出量は、令和4年度の排出係数で算定すると、平成27年度比で34.7%減少しています。これは、電気使用の排出係数の低下が原因の一つと考えられます。東日本大震災以降、原子力発電の長期停止に伴う火力発電量の大幅な増加により、電気使用の排出係数は大幅に上昇しました。近年、その影響は収まり、令和4年度の排出係数は平成27年度比で47.9%減少しています。

■前計画期間の温室効果ガス排出量推移（単位：t-CO₂）

項目	H27年度 (基準年度)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
ガソリン	78.9	74.2	70.8	67.0	51.4	51.8	52.0
灯油	265.4	285.1	267.8	238.3	275.9	288.3	266.7
軽油	29.1	26.7	28.8	28.1	18.5	20.1	24.6
A重油	49.2	48.8	82.8	40.2	26.0	58.4	30.6
液化石油ガス (LPG)	17.9	20.0	19.4	22.3	15.4	15.5	20.0
都市ガス	1,870.3	2,197.6	1,964.0	2,313.7	1,943.0	2,042.2	1,933.2
電気	8,831.1	8,650.4	8,247.8	7,693.3	7,815.2	8,125.2	8,035.8
公用車	3.5	3.4	3.4	3.2	2.3	2.3	2.5
カーエアコン	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	1.1
笑気ガス	10.1	1.2	0.9	0.6	0.6	0.6	0.6
総排出量	11,156.6	11,308.5	10,686.8	10,407.8	10,149.5	10,605.5	10,367.3
平成27年度比	—	1.4%	-4.2%	-6.7%	-9.0%	-4.9%	-7.1%

※ 数値は四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。



■ 前計画期間内の温室効果ガス排出量増減の主な理由

項目	理由
ガソリン	・ 公用車の走行距離の減による減少 (H29～)
灯油	・ ヒーター等の設備機器新規導入による増加 (R 3)
軽油	・ バスの稼働率の減による減少 (R 2)
A重油	・ 西脇病院の重油入れ替えによる増加 (R 3)
液化石油ガス (LPG)	・ 日時計の丘公園やコミュニティセンターの利用者減による減少 (R 2)
電気	・ 幼稚園、上下水道施設等の廃止による減少 (H29～R 1、R 4)
都市ガス	・ コージェネレーションシステム導入による増加 (R 1)

この結果から、温室効果ガス排出量削減には、ハード面の取組が効果的であることが分かります。

第4章 基準年度の温室効果ガス排出量

1 温室効果ガス排出量算定方法の概要

各温室効果ガス排出源からの排出量は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和4年3月、環境省）に基づき次のとおり算定します。

(1) 二酸化炭素排出量

燃料使用に伴う排出量＝燃料使用量×排出係数

電気使用に伴う排出量＝電気使用量×排出係数

(2) メタン排出量

自動車の走行に伴う排出量＝自動車の走行量×排出係数

(3) 一酸化二窒素排出量

自動車の走行に伴う排出量＝自動車の走行量×排出係数

笑気ガス使用に伴う排出量＝笑気ガスの使用量×排出係数

(4) ハイドロフルオロカーボン排出量

カーエアコンの使用時の漏出に伴う排出量＝カーエアコンの台数×排出係数

(5) 温室効果ガス総排出量

各温室効果ガス排出量に次の地球温暖化係数を乗じて得られた量の和

■地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

※ 出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条

※ 地球温暖化係数：二酸化炭素を1とし、それ以外の温室効果ガスを二酸化炭素に換算するための係数

■ 温室効果ガス排出係数

対象ガスの種別	調査項目		単位	排出係数	
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼	ガソリン	L	2.32	
		灯油	L	2.49	
		軽油	L	2.58	
		A重油	L	2.71	
		液化石油ガス (LPG)	kg	3.00	
		都市ガス	m ³	2.23	
	電気使用	関西電力株式会社	kWh	0.362	
		株式会社エネット	kWh	0.373	
メタン (CH ₄)	自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.00001
			普通・小型乗用車 (大)	km	0.000035
			軽自動車	km	0.00001
			普通貨物車	km	0.000035
			小型貨物車	km	0.000015
			軽貨物車	km	0.000011
			特殊用途車	km	0.000035
		軽油	普通・小型乗用車	km	0.000002
			普通・小型乗用車 (大)	km	0.000017
			普通貨物車	km	0.000015
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.000029
			普通・小型乗用車 (大)	km	0.000041
			軽自動車	km	0.000022
			普通貨物車	km	0.000039
			小型貨物車	km	0.000026
			軽貨物車	km	0.000022
			特殊用途車	km	0.000035
		軽油	普通・小型乗用車	km	0.000007
			普通・小型乗用車 (大)	km	0.000025
			普通貨物車	km	0.000014
	小型貨物車	km	0.000009		
	特殊用途車	km	0.000025		

ハイドロフルオロカーボン (HFC)	HFC-134a封入カーエアコンの使用	台	0.01
一酸化二窒素 (N ₂ O)	笑気ガス	kg	1

※ 出典：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条
電気事業者別排出係数（令和3年度）

※ 本計画の実施状況の評価のための算定には、原則として排出係数を固定して行うこととします。

2 温室効果ガス排出量の算定結果

■基準年度（令和3年度）の温室効果ガス総排出量

8,260.0 t-CO₂

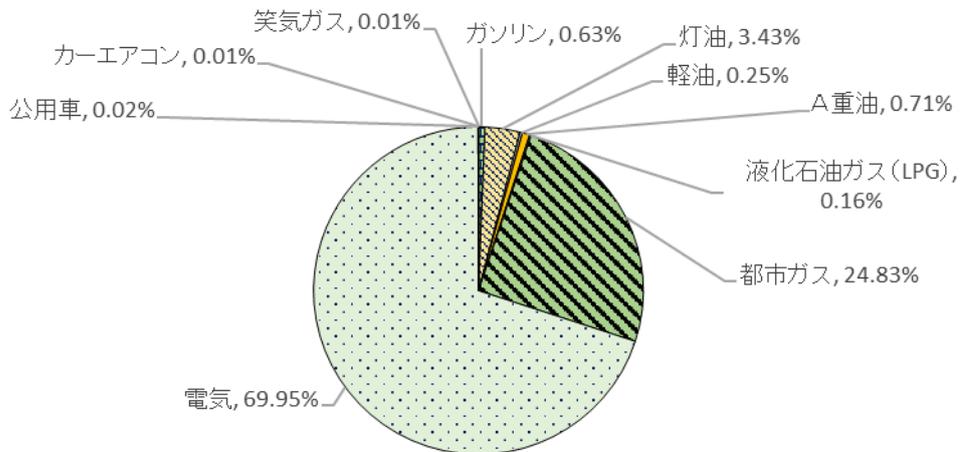
基準年度（令和3年度）における西脇市が実施する事務及び事業から排出された温室効果ガス総排出量は8,260.0t-CO₂です。このうち、電気の使用による排出量が最も多く総排出量の69.95%を占めており、次いで、都市ガスの使用による排出量が24.83%となっています。これら2項目からの排出量は7,828.5t-CO₂であり、総排出量の94.78%を占めています。

また、温室効果ガス種別の内訳としては二酸化炭素が99.952%と大部分を占めており、次いで一酸化二窒素が0.034%となっています。

■排出源別排出量

項目		基準年度（令和3年度）			
		使用量	単位	排出量(t-CO ₂)	構成比
燃料使用	ガソリン	22,355.4	L	51.9	0.63%
	灯油	113,800.0	L	283.4	3.43%
	軽油	7,895.5	L	20.4	0.25%
	A重油	21,556.0	L	58.4	0.71%
	液化石油ガス (LPG)	4,467.2	kg	13.4	0.16%
	都市ガス	919,608.0	m ³	2,050.7	24.83%
電気		15,857,321.0	kWh	5,777.8	69.95%
公用車		332,906.0	km	2.3	0.02%
カーエアコン		74.0	台	1.1	0.01%
笑気ガス		2.0	Kg	0.6	0.01%
総排出量				8,260.0	100.00%

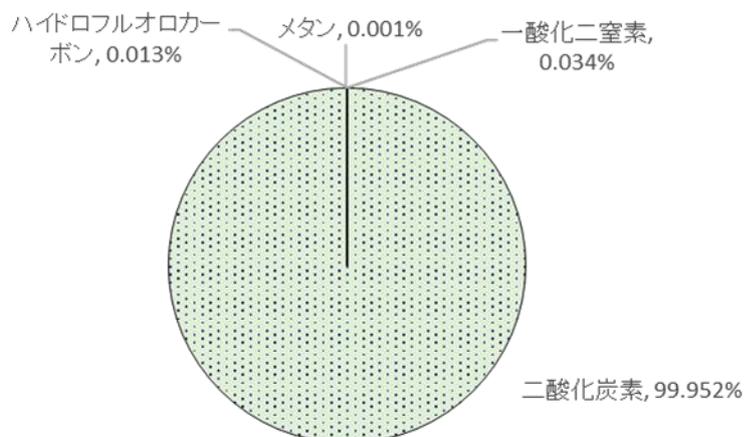
※ 新庁舎移転後の1年間（令和3年5月～令和4年4月）の温室効果ガス総排出量



■ 温室効果ガス種別排出量（令和3年度）

ガス種別	排出量 (t-CO2)	構成比
二酸化炭素 (CO2)	8,256.0	99.952%
メタン (CH4)	0.1	0.001%
一酸化二窒素 (N2O)	2.8	0.034%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1.1	0.013%
合計	8,260.0	100.0%

※ 数値は四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



第5章 温室効果ガス総排出量の削減目標

1 削減目標

西脇市が実施する事務及び事業からの温室効果ガス総排出量を令和9年度までに基準年度（令和3年度）と比較して19.2%削減することを目標とします。

令和9年度までに温室効果ガス総排出量を
基準年度（令和3年度）から**19.2%**削減します。



【目標の考え方】

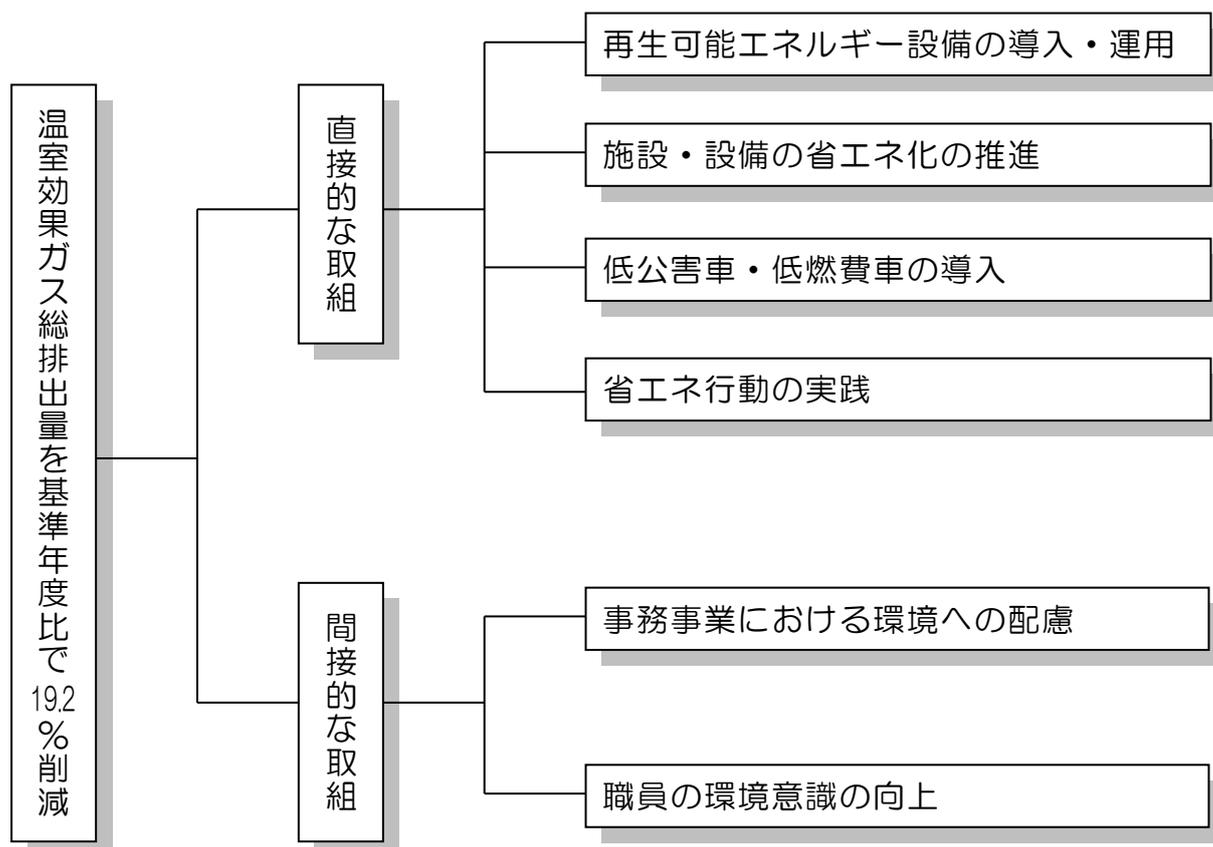
西脇市（市長部局）は、省エネ法に基づく「特定事業者」に指定されたことにより、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減することが求められています。

また、地球温暖化対策推進法に基づく国の地球温暖化対策計画は、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%温室効果ガスを削減することを目標としており、そのうち行政事務事業を含む「業務その他部門」では50%以上削減することが求められています。西脇市でもこの目標達成に向け、削減に向けた取組を加速させていきます。具体的には使用しなくなる施設を廃止することで、温室効果ガス総排出量を削減するとともに、施設・設備の省エネルギー化等を実践することなどにより、基準年度（令和3年度）比で19.2%削減を目指します。

第6章 温室効果ガス排出量削減のための取組

1 取組の体系

温室効果ガス排出量削減のための取組について、削減に直接的に影響する取組と間接的に影響する取組に大きく区分して整理します。



2 取組の方向性

温室効果ガス排出量削減のためには、照明機器やOA機器の適正管理による節電対策等、職員一人ひとりの省エネ行動によるソフト面での対策が重要です。これらの行動を確実なものにするため、温暖化防止に対する意識の高揚を図るとともに、実施状況について適切にフォローアップすることにより取組を徹底します。

一方、ソフト面の対策はこれまでも実施してきており、これ以上期待することは困難です。そのため、前計画でも温室効果ガス排出量削減に効果的であったハード面での対策が重要となってきます。しかしながら、これらの対策には費用を伴うことから、省エネ診断を活用するなど費用対効果を見極めながら、導入する設備、規模、時期等を検討するほか、有効な財源確保対策についても検討し、取組を着実に推進します。

3 重点取組

本計画では、温室効果ガス排出量削減に直接的に影響する取組のうち、高い効果が期待できるハード面での対策を着実に推進していくため、これらを中心に重点取組を設定します。

重点取組① 効率的な施設の運営

効率的な施設の運営を行い、使用しなくなる施設を廃止することで、温室効果ガス排出量削減に努めます。

【取組目標】

◆廃止する施設数 合計 7 施設

➡ 【効果】 約 6.0%の削減

【詳細】

●内訳は、下水道処理施設 7 施設です。

重点取組② 省エネルギーな設備の導入

現在使用している設備を省エネルギーなものに更新することで、温室効果ガス削減に努めます。

【取組目標】

◆年間の温室効果ガス排出量削減 合計 1,090.3t-CO₂

➡ 【効果】 約13.2%の削減

【方針】

- 現在使用している設備について、省エネルギー設備への更新を検討し、可能な限り実践します。
- 新たに導入する設備については、省エネルギー設備の導入を検討し、可能な限り実践します。

4 具体的な取組内容

(1) 直接的な取組

① 再生可能エネルギー設備の導入・運用

- 再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- 既存の再生可能エネルギー設備の適正管理による運用を行う。
 - ・太陽光発電
 - ・木質バイオマスボイラー
 - ・太陽熱利用機器（ソーラーシステム）
 - ・地中熱を利用したヒートポンプ設備 など

② 施設・設備の省エネ化の推進

- 不要な施設を廃止する。
- 公共施設等の照明機器は、LED等の省エネ型のものを導入する。
- パソコン等のOA機器は、省エネ型のものを導入する。
- その他設備についても、省資源型、省エネ型のものを導入する。
- コージェネレーション、蓄熱システム等のエネルギー利用効率の高いシステムを導入する。
- 断熱性の向上、採光、通風の最適化を検討する。
- 省エネ法の中長期計画に基づき計画的に施設の省エネ化を図る。
- 省エネ診断を実施する。

③ 低公害車・低燃費車の導入

- 公用車に低公害車・低燃費車を導入する。

④ 省エネ行動の実践

④-1 空調機器の適正管理

- 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」における温度基準の範囲内（17℃以上28℃以下）で空調機の設定温度を見直すとともに、運転時間の短縮等こまめな調整を継続的に行う。
- クールビズ、ウォームビズを徹底する。
- ブラインド等により日射を遮る。
- エアコンのフィルター等を定期的に清掃する。

④-2 O A 機器の適正管理

- パソコンの節電を徹底する。
 - ・スタンバイモードの活用
 - ・長時間使用しないときは電源オフ
 - ・モニターの照度を適正にする。 など
- コピー機の節電を徹底する。
 - ・節電モードの活用
 - ・長時間使用しないときは電源オフ
- その他 O A 機器の節電を徹底する。
 - ・プリンターの電源オフ
 - ・退庁時等、長時間使用しない時は、コンセントから電源プラグを抜いたり、スイッチ付電源タップを活用するなど待機電力の削減に努める。

④-3 照明機器の適正管理

- 始業前や昼休みは、支障のない範囲で消灯する。
- 晴天時の窓際等は、支障のない範囲で消灯する。
- 会議室、トイレ等の照明は、使用后必ず消灯する。
- 残業時の照明は、必要箇所を除き消灯する。
- 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯する。
- 照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する。

④-4 給湯機器の適正管理

- ボイラーの適正使用・効率的な運転管理に努める。

④-5 その他機器の適正管理等

- 荷物の運搬以外は、エレベーターの使用を控える。
- 気候の良いときは、自動ドアを解放しておく。
- ノー残業デーを徹底する。
- 出張時は、できるだけ公共交通機関を利用する。

④-6 公用車におけるエコドライブの実践

- エコドライブを徹底する。
 - ・ふんわりアクセル（5秒で時速20kmが目安）
 - ・アイドリングストップ
 - ・加減速の少ない運転
 - ・早めのアクセルオフ
 - ・余分な荷物は積載しない。
 - ・タイヤの空気圧を適正に保つ。 など
- 近距離の移動では、できるだけ車を使用しない。
- 合理的な走行ルート进行心がけ、走行距離を抑える。

(2) 間接的な取組

① 事務事業における環境への配慮

①-1 紙類使用量の削減

- 資料の簡素化、ワンペーパー化（資料を1枚にまとめる。）を図る。
- 資料等の配布先の見直しを行う。
- 両面コピー、縮小コピーを行い、コピー用紙の削減を図る。
- 不要となった片面コピー済用紙は、必ず裏面を使用する。
- 庁内の事務連絡用には、支障のない範囲で使用済用紙を使用する。
- コピー時は、不注意によるミスをなくし、ムダが出ないようにする。
- 庁内グループウェアを有効に活用する。
- 全共有フォルダを活用し、資料の共有化を図る。

①-2 ごみの減量・分別

- ごみに関する知識を深める。
- 紙ごみ回収を徹底する。
- 事務用品、備品等の長期使用を図る。
- 古封筒を再利用する。
- 使い捨て製品の購入を避ける。
- プリンターのトナーカートリッジは、全て詰替え製品を使用する。

①-3 グリーン購入の推進

- 事務用品は、エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルがついた商品を購入する。
- コピー用紙等は、再生紙が使用されている製品を購入する。
- 長期使用が可能な製品を選んで購入する。
- 過剰に包装された商品の購入を極力避ける。

①-4 節水の推進

- 定期的に水漏れ点検を行う。
- 節水に心がけ、トイレ使用時の2度流し等を控える。
- 雨水利用システムの導入を検討する。

①-5 公共工事における環境配慮

- 建設材料は、再生材料やリサイクル可能なものを積極的に活用する。
- 建築副産物の発生抑制に努める。
- 建設機械は、排出ガス対策型など環境に配慮したものを使用する。

② 職員の環境意識の向上

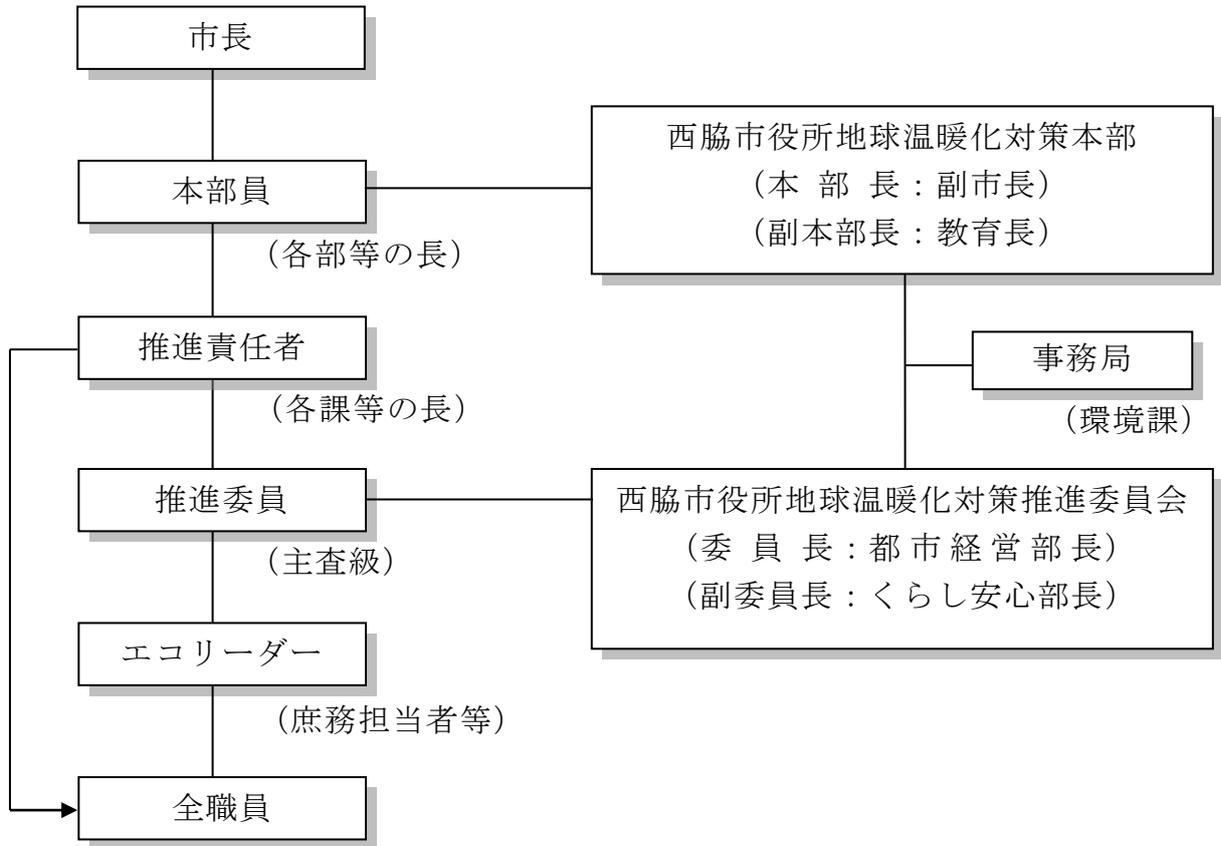
- 環境に関連した研修を積極的に受講し、自己啓発を行う。
- イベント等の機会を通じて、市民に対し環境に関連した啓発を行う。
- 家庭においても省エネルギー等、環境に配慮した取組を行う。

第7章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画を実行するための推進体制は、次のとおりとします。

■推進体制



■主な役割

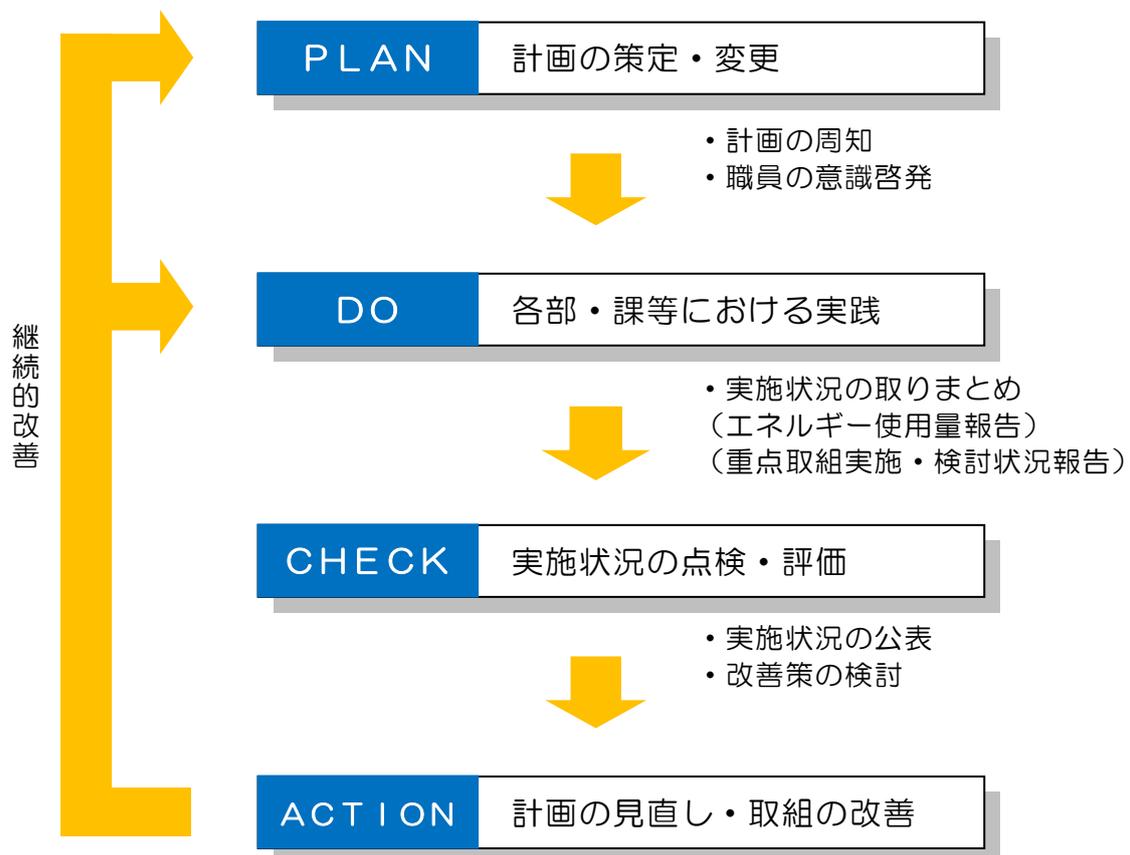
担当	主な役割
市長	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定及び見直しを行う。 計画及び評価結果の公表を行う。
西脇市役所地球温暖化対策本部 (以下「対策本部」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定及び見直しに係る審議を行う。 計画の実施状況の点検及び評価を行う。
西脇市役所地球温暖化対策推進委員会 (以下「推進委員会」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の周知徹底を行い、取組を推進する。 計画の改善策を検討する。

担当	主な役割
事務局（環境課）	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員からの報告を受け、エネルギー使用量の取りまとめを行う。 ・計画の実施状況を対策本部に報告する。 ・その他計画の推進に関する庶務を行う。
本部員（各部等の長）	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の構成員及び各部等の責任者として部内の取組を統括する。
推進責任者（各課等の長）	<ul style="list-style-type: none"> ・各課等の責任者として、本計画を周知し、取組を推進する。 ・所管施設において、省エネ設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入の検討を行う。 ・組織特性や業務内容を考慮し、各課等における自主的な取組を推進する。
推進委員（主査級）	<ul style="list-style-type: none"> ・エコリーダーと連携し、所管のエネルギー使用量を取りまとめ、事務局へ報告する。 ・計画を周知し、取組を推進する。 ・計画の改善策等について各所属の意見を取りまとめ、推進委員会で検討を行う。
エコリーダー（庶務担当者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員を補佐し、エネルギー使用量の入力を行う。 ・推進委員とともに、計画の取組を推進する。
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成、環境負荷削減のための取組を積極的に実施するとともに、実施状況等を推進委員・エコリーダーに報告する。

2 計画の点検・評価方法

本計画に係る温室効果ガス排出量を削減していくためには、職員一人ひとりが「地球温暖化問題」に関する認識を深め、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、体系的に点検及び評価を行うことにより、確実な進捗を図る必要があります。

計画の推進に当たっては、PDCA「計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）」サイクルにより計画の実施状況を毎年度点検・評価し、継続的に改善を行うこととします。



(1) 点検方法

- 推進委員は、エコリーダーと連携し、所管のエネルギー使用量を取りまとめ、事務局に報告します。
- 事務局は、各推進委員から報告を受けたエネルギー使用量、その他本計画に基づく重点取組等の実施状況、検討状況等を取りまとめ、傾向の解析を行い、市長及び対策本部に報告します。

(2) 評価方法

- 対策本部は、報告された取組及び温室効果ガス排出量等の点検結果から、取組が確実に実施されているか、また温室効果ガスの排出が確実に抑制されているか評価します。更に、問題点、課題等を議題として取り上げ、計画の推進方策の改善や見直しを含め協議します。
- 具体的な改善策については、推進委員会において検討を行います。

3 実施状況の公表

本計画に基づく措置の実施状況及び市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の調査結果は、ホームページ等を活用して公表します。